

行政評価懇談会開催要領

(開催)

第 1 条 本市が実施する行政評価に関し、意見を聴取するため、行政評価懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(市民参加)

第 2 条 懇談会には、市民のうちから学識経験者等、7 名以内の参加を求める。

(参加期間)

第 3 条 懇談会に参加する期間（以下「参加期間」という。）は、参加を依頼した日から、その日の属する年度の翌年度の懇談会が終了する日までとする。ただし、欠員等による後任者の参加期間は、前任者の残りの参加期間とする。

(会合及び座長)

第 4 条 懇談会は、本市の関係部局職員及び参加の依頼を受けた者（以下「参加者」という。）の会合とする。

2 懇談会の進行は座長が行うものとし、座長は参加者の互選により定める。

(定足数)

第 5 条 懇談会は、参加者の半数以上の出席がなければ、開催しないものとする。

(報償)

第 6 条 参加者への謝礼は、懇談会一回につき 2, 0 0 0 円とし、懇談会の開催後に支払うものとする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、懇談会の議事等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する（平成 2 7 年 3 月 2 日策定）。